

各 位

平成 15 年 5 月 8 日
愛知県豊田市トヨタ町1番地
トヨタ自動車株式会社

ストックオプション(新株予約権)に関するお知らせ

当社は、平成 15 年 5 月 8 日開催の当社取締役会において、商法第 280 条ノ 20 および同法第 280 条ノ 21 の規定に基づき、ストックオプションとして新株予約権を無償で発行することの承認を求める議案を、平成 15 年 6 月 26 日開催予定の当社第 99 回定時株主総会に提案することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 新株予約権を無償で発行する理由

当社および当社関係会社の取締役、常務役員および従業員等の業績向上に対する意欲や士気を一層高め、国際競争力の増大に資するため、次の要領により新株予約権を発行するものがあります。

2. 新株予約権発行の要領

(1) 新株予約権の割当を受ける者

当社および当社関係会社の取締役、常務役員および従業員等

(2) 新株予約権の目的たる株式の種類および数

当社普通株式 2,300,000 株を上限とする。

ただし、下記(3)により各新株予約権の行使により発行する(発行に代えて自己株式を移転する場合を含む。以下同じ。)株式数が調整される場合には、調整後株式数に発行する新株予約権の総数を乗じた数に調整されるものとする。

(3) 発行する新株予約権の総数

23,000個を上限とする。

なお、各新株予約権の行使により発行する株式数は100株とする。ただし、当社が株式分割または株式併合を行う場合、各新株予約権の行使により発行する株式数は次の算式により調整されるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割 (または併合) の比率}$$

かかる調整は当該時点において未行使の新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果により生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

(4) 新株予約権の発行価額

無償とする。

(5) 新株予約権の行使に際して払込みを為す金額

各新株予約権の行使により発行する株式1株当たりの払込金額(以下「行使価額」という。)は以下のとおりとする。

新株予約権の発行日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(取引が成立しない場合はその前日以前の各取引日に成立した終値のうち新株予約権の発行日に最も近い日の終値)に1.025を乗じた金額とし、1円未満の端数は切り上げる。

なお、行使価額の調整は以下のとおりとする。

新株予約権の発行日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割 (または株式併合) の比率}}$$

新株予約権の発行日後、当社が時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。ただし、新株予約権の行使、旧商法第210条ノ2第2項の株主総会決議に基づく自己株式の譲渡および既に発行されている新株引受権の行使の場合は、行使価額の調整は行わない。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり行使価額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$$

なお、上記算式中の「既発行株式数」からは、当社が保有する自己株式の数を除くものとし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

新株予約権の発行日後に当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じ、行使価額の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、行使価額は適切に調整されるものとする。

(6)新株予約権の行使期間

平成 17年 8月 1日から平成 21年 7月 31日まで

(7)新株予約権の行使の条件

各新株予約権の一部行使はできないものとする。

新株予約権者は、権利行使時において新株予約権の割当を受けた時点の会社における取締役、常務役員または従業員等であることを要す。ただし、上記(6)に定める行使期間内での退任、定年退職または転籍の場合はこの限りでない。

新株予約権の相続はこれを認めない。

その他の行使条件については、本年株主総会決議および取締役会決議に基づき定めるものとする。

(8)新株予約権の消却の事由および条件

当社が消滅会社となる合併契約書が株主総会で承認されたとき、または当社が完全子会社となる株式交換契約書もしくは株式移転の議案が株主総会で承認されたときは、新株予約権は無償で消却することができる。

新株予約権者が、上記(7)に定める規定により新株予約権を行使する条件に該当しなくなったときは、当該新株予約権は無償で消却することができる。

(9)新株予約権の譲渡制限

新株予約権を譲渡するには、取締役会の承認を要する。

(注)上記の決定は、平成 15年 6月 26日開催予定の当社第 99回定時株主総会において「当社および当社関係会社の取締役、常務役員および従業員等に新株予約権を無償で発行する件」が承認可決されることを条件といたします。また、新株予約権の具体的な発行および割当の内容につきましては、同株主総会後に開催される当社取締役会の決議をもって決定いたします。

新たな経営制度導入に伴う過年度の

「ストックオプションに関するお知らせ」の一部変更について

当社は、平成15年5月8日開催の当社取締役会において、すでにお知らせしております、平成12年5月17日付自己株式取得に関するお知らせ」、平成13年5月16日付ストックオプション制度のための自己株式取得に関するお知らせ」ならびに「平成14年5月13日付ストックオプション(新株予約権)に関するお知らせ」および同お知らせに関連する「平成14年6月26日付ストックオプション(新株予約権)の割当に関するお知らせ」について、「新たな経営制度」導入に伴う措置として、権利行使条件の一部を次のとおり変更することといたしましたので、お知らせいたします。

変更内容

変更前は、権利行使の条件として、「取締役退任後6ヶ月間に限り与えられた権利を行使することができる。」と定めていたものを、取締役および常務役員退任後6ヶ月間に限り与えられた権利を行使することができる。ただし、当社取締役退任後ただちに当社常務役員に就任する場合および当社常務役員退任後ただちに当社取締役に就任する場合には、退任にあたらぬものとする。」と変更する。

(注)上記の決定は、平成15年6月26日開催予定の当社第99回定時株主総会において「新たな経営制度導入に伴う、いわゆるストックオプションの権利行使条件一部変更の件」が承認可決されることを条件といたします。

以 上